

貞丈雜記

九

73
6822
9



- 勘文の事
- 廻状書
- 七枚起請
- 真名草名
- 箱曲抄の上書 目
- 貴合の状目録木の事
- くら阿の手紙 片苗字
- 小紙名
- 古武冬文字の事
- 香奠香典
- 散状の事
- 起請文抄文状
- 判花押等 五ヶ条
- 二字を 名博
- 文書消息 一書以上
- 目録の事 七ヶ条
- 書状宛所
- 合巻 宛書
- 早記 この事
- 目録諸白 この事

- 祝著の事
- 關字の事
- 進物上包書法
- 眞摺轉進物目録
- 三色目録別儀目録
- 壁書の事
- 位署書の事
- 付状 披書状
- 歩付書服付
- 起請條の事
- 曾我流書札法
- 申状初巻状二巻状
- 太刀目録法 五ヶ条
- 目録料紙の事
- 馬代目録書法
- 過書の事
- 候の字
- 内封状
- 終文手紙の事
- 著列

封入之事
 出家の服付
 返書之習文字
 出家之宛所
 教書之外題
 乞索歷状
 歩渡引後引身
 一書合啓一書合啓
 自身之事、以之字なり
 状之止可七段
 上所服付重言之事
 女房ちりし事
 弓征矢弓二張は目録書法
 硯水氷とる法
 白状と急状
 公帖之事
 上所之事
 宣得り意の之文字
 珍重之文字
 上之之事

肩書中書
 右尊之事
 下馬札之始
 公事文
 封入紙付之事
 裏書之事
 日出度々々々の事
 遺物類之部
 七献之引出物之事
 城殿包之事
 目錄之回着
 安堵之事
 書札候子隠へき事
 勘合之事
 押紙掛紙
 ころりひ状
 式之引出物之事
 遺物より除る事

- 美物の事
- 荒物 荒巻
- 道お忘の御
- 馬代の事
- 進物小袖の事
- 馬進お引添の事
- 太刀馬進上
- 干鯛進物
- 進物水引結物
- ういお笹の葉
- 真海川の事
- 金銀付巻
- 弓矢弦進物
- 纏頭并腰差の事
- 水引紅白花の事
- 解引出の古松

以上

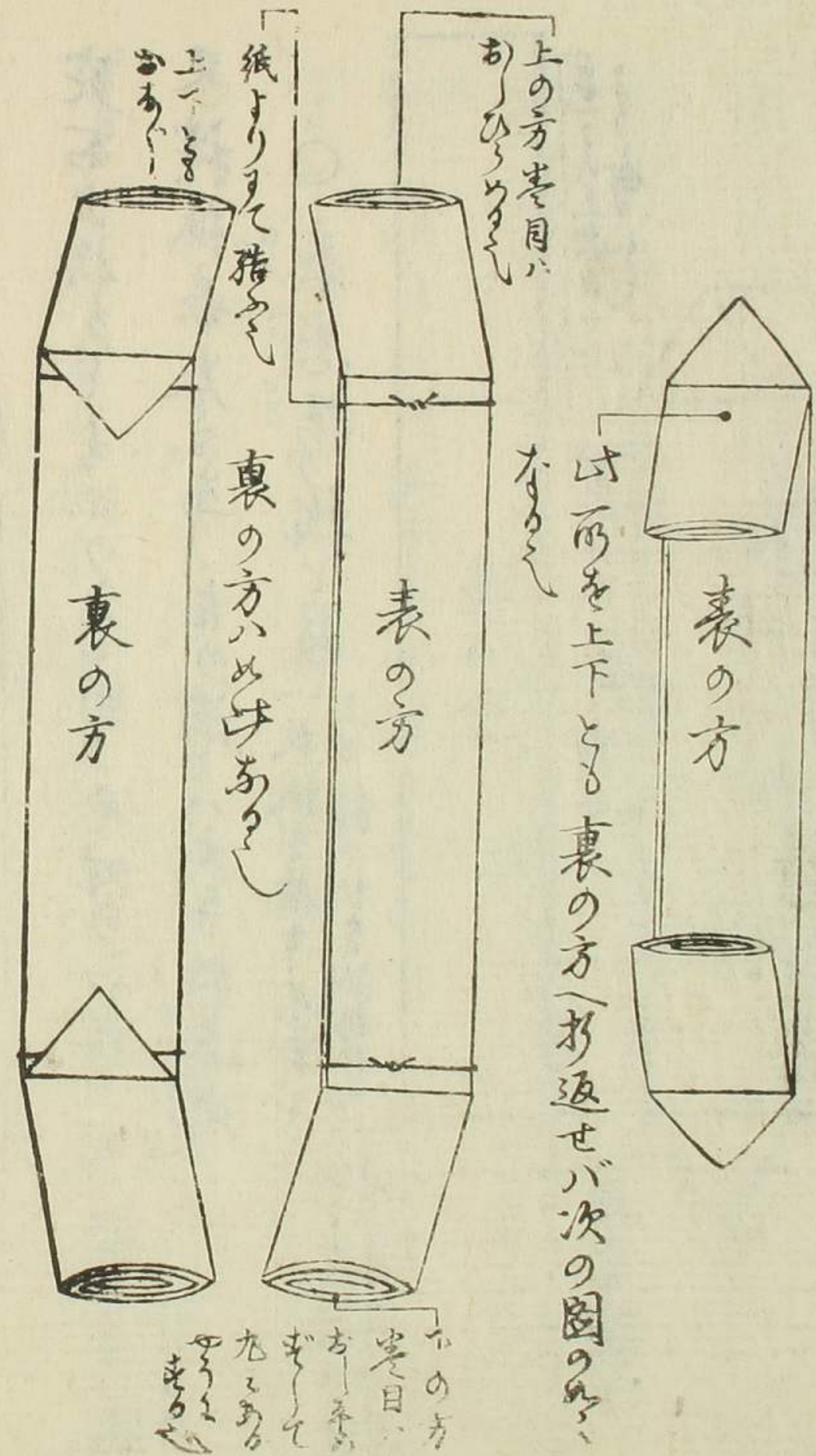
貞丈雜記卷之九

門人
 伊勢貞友
 千賀春城
 岡田光大
 校司

書札之部 書札の礼今世大に遠し古法ハ用ひるに終る

一 書札は三志ん相應と云ふ有り三志んハ三真之モシゴシ文言を真マコトますマコトと云ふ事也
モシゴシ 文字を真マコトますマコトと云ふ事也
モシゴシ 此三志の掛くるを三志んおと應と云ふ事也
モシゴシ 行草も心を用ひてお
 應マコトますマコトあり

右の図のめく折はめはまある也

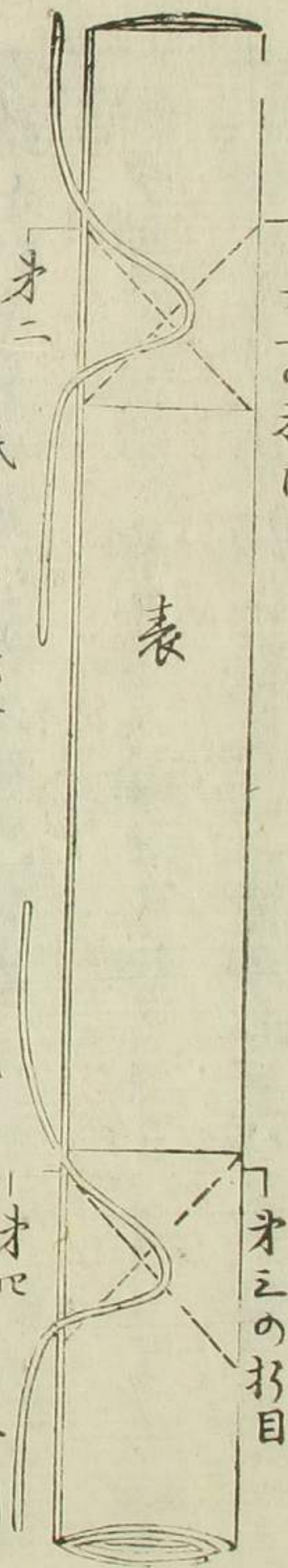


右のうい巻をむはまある状のうい巻は、廣くすれば
むはま時上下の紙乃ちみくかくあるむはまむはま
あり杉束の状あるハ大辨状の巻くるもむはまむはま
はらうりまて

一 むはまめむはまひねりあり書札禮券印云たて文ハ上短く
下長くむはまべし女房文ハ上長く下みどり短く
むはまよりしてゆめあり 不可有之又判形
しとめむはま何ありこととくあまべしと云く判形
とむはま下ハ女の方へ 玉章秘傳抄云普通の三海に
はのハす状のむはまを云 上短下長拾也女房へむはま立文をハ上長下短

光大 補正して記す

「才一のお目



「才二のお目

紙よりをぬき折目はあそおし

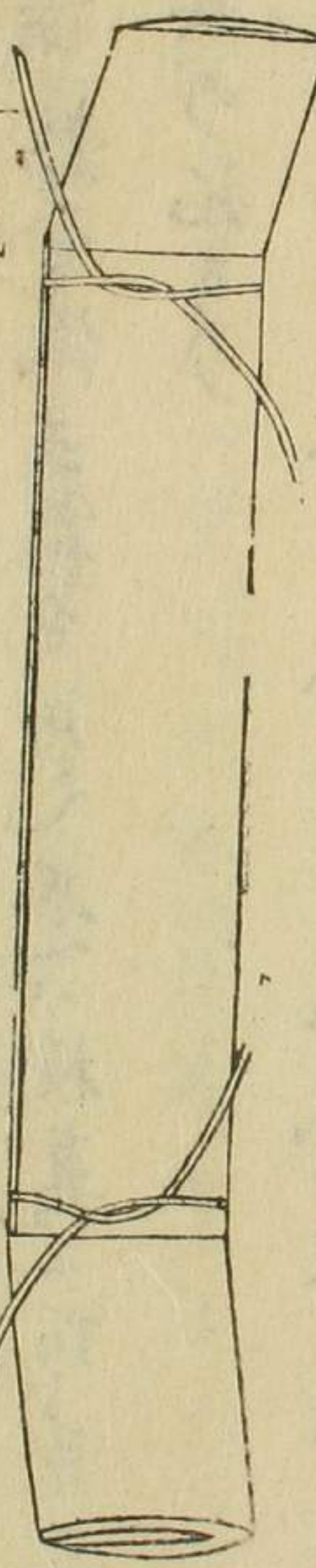
「才二 上と同

右の如く折目の間紙よりをけきこをたてみて三角ある所を状のうら此方へ折返せばこの如くある



相衣の紙よりを表まで真結よりまわして此結を口傳所り前文より真丈為のつとどたる趣を圖す

「紙より初めはぬき折目はあそおし



「紙より初めはぬき折目はあそおし

「向く紙よりをぬき折目はあそおし

本文も礼を
追言上又追申
又ハ追啓あり
考て之を次み限
奉文はわれも
るをかくしは
薩戒記に見ら
古ハ本文は追書
キ一よりあり若
ル一ありハ礼
紙は之あり

一書状よりいしと云ハ文字を出残しする白き紙をうらいと
ふ人あり何なりとらひしとハ禮紙と書て状の上を白紙
にて巻くも是相衣上を^{ウラミキ}上巻として別の紙にて包て^{エラトミ}宛
書くは是即事り又のるし腰文はもらひしと云ハ書札類
聞書は云礼紙にて左にバ^{タテミ}立文ハ杉系一枚は出て上
一枚礼紙細上巻横は巻て上下をひ折り之又一し文書

七紙ノ礼紙云云
一 禮紙ヲ七紙礼五紙礼三紙礼と云ふ
テノハ中ヲ入レ紙
ノ字ヲ付ルハ俗
ナリ非ナリ

礼紙ハ三ツをど切テ卷テ封上卷々々云々
三ツノ礼紙
三ツノ表卷

○七紙礼と云ハ紙三枚重テ状を書キ礼紙二枚表卷二枚之

極真の禮云又柳心葉葉云晴礼以二枚表紙書キ以二枚

為禮紙云文又加礼紙一枚以二枚為立紙初皮云ハ此

嚴重可也云々云々教令七枚也

○五紙礼と云ハ状一枚書キ禮紙一枚表卷二枚

教令紙五枚を用之是ハ極真云々云々其次第

真の礼あり

○三紙礼と云ハ状一枚書キ礼紙一枚表卷二枚

貴嶺開卷云
用五枚車用裏
紙加懸紙以二
枚為立紙以上
五枚也極恐之
林也

一枚を横ニ折テ卷クク教令之枚ハ極真あり

一 四紙礼と云ハ状一重二枚礼紙一枚表卷二枚之云々此あり

この名目古書ニ見元以用面云々云々

一 小文の礼紙と云フ一紙三紙の禮云々云々此子又 杉系

を三ツ切リ調之多クの子乃時ハ堅紙を三ツ積リ一ツ切

放リ残二ツ分を横ニ置キ一ツ切放リ残二ツ分可

久々を甚ク一ツ分禮紙云々云々右の堅紙以て表卷

を三ツ杉系の時ハ一枚横ニ三ツ積リ一ツ切放リ

二ツ切リ礼紙表卷用ひ二ツ分ハ状を書キ上下を

捨テ奉紙より云々結ル可宛不以下上中下常の

サントラシテ封
シ紙下際ヨリ
可切心切カケテ
封スルニハ表裏
ノ儀ハ貞丈云
ノト也表裏ノ儀
トハサツトセヌ
時ノ事也

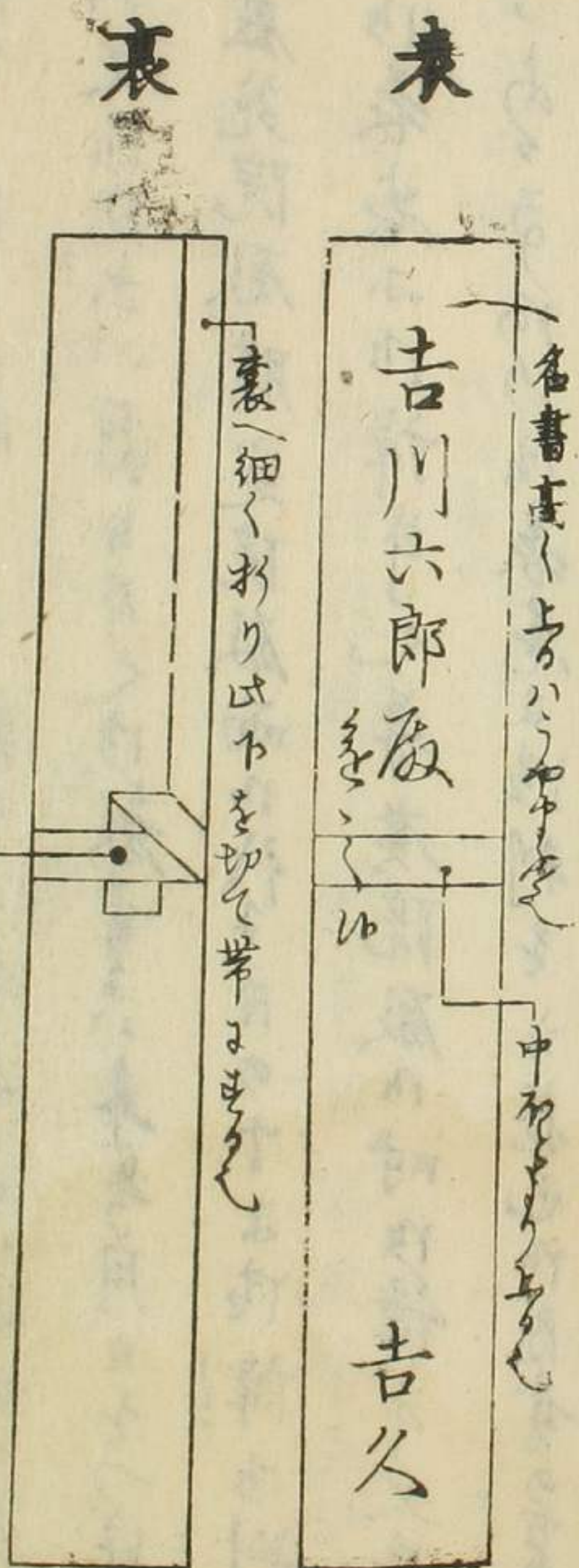
表紙の礼儀
表の切指を固
まわす事也

- 一 びつが礼儀ニ
用スル
- ニ びつが
ウツ巻ニ
スル也
- 一 つが切放也

小文ハ半切捨丈
也礼紙ハ半切
切ル上包ハ紙半
枚タテニシテ包
ミ上下ヲヒ子ル
也小文ノ内書
ハヒ子ラスミテ
折也

上より下へおろしひきよましては又それを下へ引よきて又
上よりおろしひきよましては又それを下へ引よきて又
上よりおろしひきよましては又それを下へ引よきて又
上よりおろしひきよましては又それを下へ引よきて又
上よりおろしひきよましては又それを下へ引よきて又
上よりおろしひきよましては又それを下へ引よきて又
上よりおろしひきよましては又それを下へ引よきて又
上よりおろしひきよましては又それを下へ引よきて又
上よりおろしひきよましては又それを下へ引よきて又
上よりおろしひきよましては又それを下へ引よきて又

○ 腰文の圖元のこと



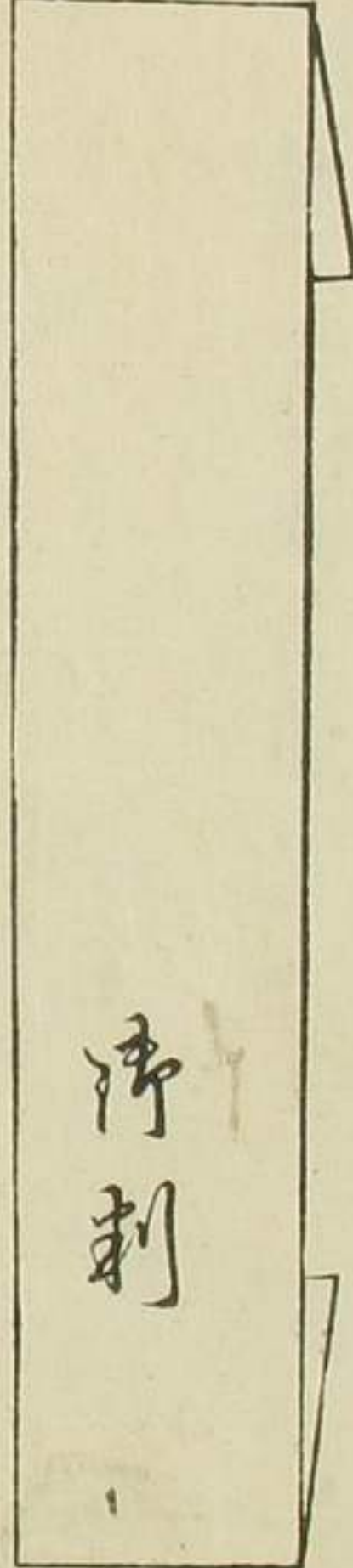
コブミ
小文と云ハ半切紙の状ニ書札系々ニ云々
半切紙と云ハ半切紙の状ニ書札系々ニ云々
半切紙と云ハ半切紙の状ニ書札系々ニ云々
半切紙と云ハ半切紙の状ニ書札系々ニ云々
半切紙と云ハ半切紙の状ニ書札系々ニ云々
半切紙と云ハ半切紙の状ニ書札系々ニ云々
半切紙と云ハ半切紙の状ニ書札系々ニ云々
半切紙と云ハ半切紙の状ニ書札系々ニ云々
半切紙と云ハ半切紙の状ニ書札系々ニ云々
半切紙と云ハ半切紙の状ニ書札系々ニ云々

或討死或被^{カズル}痲之案尤神妙不可勵軍功
之状如件

永享十二年八月廿八日 涉判

岩城左京亮殿

上下をひき
只おれ



涉判

又ハ
ハ俾

内村たて文下云
百宗五大双紙
ニアリ檢支ノ
ナリ内書モ
内村狀ト云
ナ心

武雜書札篇云涉判は教書とハ根系存ヤの事切
調進之云々今の世ハ内書は教書との事切
人等一俗説は内書ハ内書と云ハ内書ハ内書ハ
表むきより給らば書之あづく云ハ何處より之れ也

管領ノ所教也
云ハ管領より
テハ教也ト云
管領ノ所也ト
云ハキ也奉行
ヨリ出スヲ奉
行ノ所也ト云
ハキ

一 涉判書は表向より給らば書之は内書と云ハ表向の事切
飛入りナメ付て内書を内書と云ハ内書ハ内書ハ
内書ハ内書と云ハ内書ハ内書と云ハ内書ハ内書と云ハ
一 涉判書は表向より給らば書之は内書と云ハ表向の事切
三ハハ涉判書は表向より給らば書之は内書と云ハ表向の事切
すてあるを云涉判書は内書と云ハ内書ハ内書と云ハ内書ハ内書と云ハ
ハハ涉判書は表向より給らば書之は内書と云ハ表向の事切
管領より調て書出ハ^{ウケタマハル}奉の字をのきて毎ハ執達如件
ふと書は内書と云ハ内書ハ内書と云ハ内書ハ内書と云ハ
涉判書は管領より給らば書之は内書と云ハ表向の事切

雜記九

十

一 小文の由内書と云ふ所は是も公方格の由書之由札條と云

小文ハ切香子又松原也其より押折るハ少意ハ由内書

ハ由内書ハおし折ゆ云々小文の由内書ハ上下をわけて拾ひて

一 奉書と云ハ公方の上意をうけ給ふを記し故を著す未

考仍の名のやは奉の字をかく書きたるハ駿河守義村奉

あて書之奉の字うけたまひりてよむ

一 治下文ハ政所より書きたる状也文言の始終は下と云字を

書也ハふざ〜ぬこと云々古き案文左の如し

鎌倉頼經公

將軍家政所下

補任

地頭職事

尾張國長岡庄住人

前近江守信綱法師

右人兼久兵亂守治河鋤鋒之勸賞豊浦庄之督可為
彼職之状所作如件以下

文曆二年七月七日

案主左近將曹菅原

知家事内舍人清原

令丸衛門少尉藤原

別當相模守平朝臣

武藏守平朝臣

右案文左鑑卷三十見より付外も案文多し
右の文言ハ兼久の
乱ハ佐々木信綱守治川の先陣の勸賞ハ豊浦の庄を賜りしが
後ハ其を神社也案附也〜ハ依て其代ハ長岡の庄
を給り付の由也也長岡の庄の住人ハ前近江守信綱法師を
地頭職ニ付付らる旨を承候事由〜

雜記九

十一

一 勘文と云ハ古例等を以て久又ハ陰陽師日どり方角ありの
かんがへに外何れもかんがへざるを以て禁中又ハ
將軍家ありて亦書きしもの勘文とてかんがへ久
とすむく 勘文ハカンモンあれとも
カモンとよむる習あり

一 散状と云ハ廻文の事今時廻状と云あり本監本四十三
建長五年 九日乙酉隨兵事今日被廻散状書指
七月ノ第ニ

右来ル八月放生會可有法社系各兼可致系向迴廊之
供奉之状依作所廻出件
右放生會可有法社系各兼可致系向迴廊之
状依作所廻出件

一 廻状の清書ハ我名の中ハ奉の字を以て書きし名の名を以
りナシオサスルとよむ字ある故作の趣を以て書きし名を以
て但書きハ君の作の趣を以て書きし名を以て書きし名を以
て何れも書きし名を以て書きし名を以て書きし名を以て書きし名を以

一 起清文と云ハ小野春風が起清、不意の用心
乃為よ此潤物なる布を以て保侶一子領と精袋とを
作りまたき中清ひを以て又誓詞を書の之を起清を
非併一對一神符佛符を以て保侶一子領と精袋とを
の起清文ハ慈惠信より始りて古今著書集云 卷ノ十
六

賀縁阿闍梨とす元一人何多の意趣ありきん意趣
僧正を濫行肉食の人とす不実利口をりりけるを
僧正よりきく給ていきとをりて起清文を書て三塔了
披露せられりそ何よ云
散山ニアリ

若謂令破戒無慙之僧任持天台座主者恐貽狐
疑於先賢方致狼藉後輩者歎因茲今對三寶
披陳此事

律ハ法也持律
トハ法ヲタモツ
也佛法ヲタモツ
フテニリ

持律の人よそるるをヤ付さむらひとてくふありき
けりそ起清のおこりこれありき
一 誓文状の又言の内祚名をかく伊豆箱根西不

權現を書くる後垣阿院貞永元壬辰年鎌倉將軍頼朝
の時執權北条武藏守平春時奉行頭人共政り私
せり連判の起清文を書り伊豆箱根の祚名を書
裁一由東鑑りん元り是ハ相摸田鎌倉りてのりあるゆへ
そ近邊の神名を去らるる其例も他國も伊豆箱根
も書り他國も伊豆箱根の祚名を書る及いすをかく
あり祚名を書へきり
一 七枚起清と云り牛玉のうらな起清をまくるそ始解
あり義經記卷の四土佐房義經の討めよ上る条は土
佐房やけるはくま人のむ志つをヤゆあつてハ私よハ

在判ヲ判ト云
一東鑑卷一治
兼四年六月廿
康清歸洛武衛
道安御書被
感仰康信之切
大和判官代邦
道右筆被加御
筆并御判

中記を以てしははめんかうを以て教信文をうまひんと
やけきの判友神ハ祀礼をうけ終るすといハバとて一紙信文
をそのけりてしはは信して然所の牛五七枚のりせ
三枚ハ八幡宮におきあ一枚ハ熊野に納め今三枚ハ土佐房が
西神におきあしとして焼て灰はあしそのまゝなりと阿多この
義經記ハ義經の時を書くる物にあらず後よ書くる物なれ
ども古書なれば證據とすべし七枚記信牛をを用ひたり
かきくるあるを^知屋し義經記ハ作者知れぬも文抄のまゝなり
鎌倉將軍の末の代ごらあるはたかあるなり
一判と旧記あるハ今の書判オキハン今ハ印イシのるをもおと云ゆ
書判判と云詞有り出判ハ本名をハ花押ハナアテと押字アテジ

とも云ふ本式ハ實名の二字を一つにして草名を一つにして形を
作る也依り判のるを二合ニゴフとも草名とも云ふ二合と云ハ
實名の二字を一つに合して作る也草名と云ハ實名
を草名と云ふも作る也これハ判の上ハ實名を
さうり本載し又實名の下の字一字はうりて判は
さうりるに付ハ判の上ハ名案の上の字をうり書く又實
名の二字を以て作る也別ハ形を作りける判ハ判の上ハ
實名を二字とも書く本式ハ實名の二字を判は
作る也判の上ハ實名をハかぬ也依りて今
よてハこのおの上ハ實名をうりてハ判はうり世乃

風俗あれハ是能あく世に降る蓋き此判との物の本意の
我作り出して我手より出つうよく書き覺て筆勢も
形も蓋きも他人のものに似せらるる物なまざるゆへ
志ありとあり也今の本よりりて蓋きを付ておす人何り
判の本意をうしあてし道照愚考の云公家門跡の
判判を草名と作り此親王法親王
親王とい天子の御兄
才又は二男の男
親王とい天子を世充者て何親王とい
法親王ハ此出家して親王成強あり此草名のり此書より格
るハ蓋き人の官位よりて被遊るハ此書の上巻の
表ハ此判ある依ハ此草名と作り也云々官職雜依と云
書ハ二合といハ名字書を此合と書るハ是ハ此書

判よりたゞ其の名手判あるは此ハ二合とげりハ此ハ此書ハ
官をりきしてその下ハ書之假令^{タトハ}大臣二合持大納言三合
母之又父より子に書之又家僕^{カウ}は此ハ此書ハ官をりて
たゞ二合といり書之他人ハハのりりて是ハ公家ハ
下輩ハ此書ハ此判を此書ハ此書ハ送らる、
を云之二合と書く心ハ判を此書ハ此書ハ判を
此書ハ此書ハ此書ハ此書ハ此書ハ此書ハ此書ハ
す此ハ此書ハ此書ハ此書ハ此書ハ此書ハ此書ハ
一 花押^{ハナアサ}のりを判と云ハ判の字ハ此書ハ此書ハ此書ハ
此書ハ此書ハ此書ハ此書ハ此書ハ此書ハ此書ハ
此書ハ此書ハ此書ハ此書ハ此書ハ此書ハ此書ハ

此は書するあり見の季継といふ名案を以て書する也
是我らうりよあて人かよれぬ程なるりしる也

惣而通例はカキシの筆を押字と花押と草名と

あゝあゝといふはいいいどもかてくはくは時々の如く

差別あり押字花押草名の三つはれを用ひしる也

人々の好ま但せし用多し人々の我らうりよあて

をれは何れも用ひし人の修り似せるものあざるを肝要す

一 我名判と云 弘安礼節の趣ハ一は官姓名判ハ二は官判

書て判を以て名案也 二は名字 名案を以て判

不きし判判を以て名案を以て判ハ名案を以て判

略義ハ 用多し 五は二合と書

判を以て勿論名案も姓氏もあてて 友の中は二合と書く大御言二合と云は

武家書札の法式ハ弘安礼節より出たり 弘安八年に定められた

公家の式法として官位の高卑より定められたる武家

にてを修り用ひがき也 それに准じて書くは武家の

弘安礼節ハ不用といふ説ありあるは用して准じて用る

弘安礼節を能知りぬるは書札の故実とす

一 公家にてハ自筆にて名案 名案の多きを以て澄按す

也判を書くハ名字を以て代りす 判ハ名案を草子崩して

あり 然るに名字を書くハすくして判を書くハ判とす

武家にてハ自筆にて名案を以て判とす

判を著くを以て控授とす此は判を著くハ重くハ
名案を出ハ種一是ハ武家の相違也

一 後代世の風俗異成りて偽ある由(世の人相なり)と云ひ
つらかりしハ依て名づる判をうりしハ控授ある事
とありて判の上ハ名案を著せ名案のハおそくせし
取るハ今世なりしそれとも猶もつらかりしと云ひて名案を判
との傍ハ字をおさして取返しとせしめたりと云ひて誓詞
起清文ハハ名案判平の上ハ血を出してぬりありと云ひ

一 真名草名ノ事 吉部秘訓抄第三云報牒可加草名近代
真名也又云吉書 署事中少辨次第云内案加真名正文加

官職難儀云徳別
判ハ草名ト申也
名案ノ二字ヲ崩シ
テ草ニシテ物也仍
テ草名ト申ケ本ナリ

名案ヲ書クヲ真
名ト云判ヲ書ク草
名ト云也文書ノ本
文ハ他筆ニテモ真
名草名ハ必自筆
ニテ書ク也草名略
儀也本式ニ真名
書也

草名ト見ヨリ 報牒ハ状の返事之吉書トハ禁中ノ正月吉日
諸国の鑑を給りて不動倉とて藏をひくんと奏
聞申レ文也その文ハ連名をくくを署といふなり 真名トハ名案を
書ク也草名トハ判をおく内案トハ内ノ案文あり 正文トハ本紙の
事ヲ表む事ハ出せ去身也

ニジ 二字を奉るハ又名薄と云ふ古今著聞集ハ刑部丞義光
ハ六條修理大夫顯季ハ二字を書きて有りハ又十訓抄
民部卿文範ハ餘慶僧ハ二字を著せ有りハ又江談抄ハ
も二字を書きて有りハ又我名案の二字の事と云ハ
人と何るぞお痛しと論よしけりハ 可ハ人ハ歸服
也と云ふ時ハも有りハ又二字を著て有りハ 密嚴上人行状記
ハ云六條判官源為義二字撃上人状云

為義 是二字ナリ

保延五年己未六月十日 正六位廷尉源朝臣為義
右の文本朝俚諺又引たり

一 名簿ニヤウフといふも右の二字の事也 薄ハ多ナリ 書月ヲ云 後三年合戦物語

家衡イヘヒラがめのと千任チタケといふものやぐら此上よまて勢をそあち

て將軍といふやうあんぢが父頼義ヨリヨシ貞任サダタムチタケ宗任ムネタケをうけつるや

して名簿をさくげて故清將軍コセイをうけらひありま力ま

た後、自任をうけえり云々 二字をもちと云ひ名簿を指すと云ふ
るハ名簿はまけける時ハかぎらず

て人の身下は志さる所のあきなり まらるるもあはたしをえて記し

一 物を入るおまウマガキ上書ウカガキもるまの板の木目を堅カタましくおべし

横ヨコりして書くハ忘むる也 獄門ゴクモンの札ハ横板ヨコイタりして之罪科ツミカ

おく故之文字コトおまハ横板ヨコイタを付ハまのよき 陰板カゲイタは

おくおまれども長さにお物は堅板ツヨイタか上書ウカガキしるま箱ハコを横

はゑて字次ジジをいへるたの方カタはあして置之今時ハ千朝

箱ハコを初ハジメして何箱ナニハコをも横板ヨコイタりして上書ウカガキもるも故実コト知

ぬ故之堅板ツヨイタは書、故實コトハ貞衡サダヒラの口付クチツケ也

一 己ミげ物モノを入るおまウマガキとぢめを字次ジジりしめさのトウテおま

我ワ花ハナりして堅板ツヨイタは文字コトを去べしとぢめを字次ジジはまは

事コトハ人の才サイとぢめを向ムカけぬ法ホウあれどし取トル子をたよあま

るハ取トル子コを拵ツクリて右ミダリの才サイハかくるまき為ナり是も貞衡サダヒラの

一 書物カキモノは一何くと一ツ出まるハ箇條カ多く書く可也

一 一々条の耐ハ一書ハセぬ也 目錄メロクあるも同し

一 以上と書り是も箇條多くある奥ハ以上と書き

一 一々条の耐ハ以上と耐ハり也 目錄あるも同し

一 貴人キニシハ書状又ハ目錄メロクあるハ真マコトに書べしと田記タノシは是

一 是ハ文字をやりきりて正字マサジは出くる也 是ハは太刀

一 一箇條イツゴウハ神カミは太刀一腰イツウあるハ神カミは太刀

一 也 御太刀一腰ミタチハ神カミは太刀一腰イツウあるハ神カミは太刀

一 ハ御太刀一腰ミタチハ神カミは太刀一腰イツウあるハ神カミは太刀

が 一 筆啓上仕候ヒツキハ神カミは太刀一腰イツウあるハ神カミは太刀

一 婚禮コウレイのハ目録メロクハ柳ヤナギヲ書カキテ格カドの字ジハ出デス

一 一々条の耐ハ一書ハセぬ也 目錄メロクあるも同し

一 以上と書り是も箇條多くある奥ハ以上と書き

一 一々条の耐ハ以上と耐ハり也 目錄あるも同し

一 貴人ハ書状又ハ目錄あるハ真に書べしと田記は是

一 是ハ文字をやりきりて正字は出くる也 是ハは太刀

一 進物の目錄シユモノを先サキに書カキテ格カドの字ジハ出デス

一 目錄注文折紙とある料紙一葉を挿用する古法は細に
 後の家ばかり一枚は認めれし中葉は書まはしり今時
 男一枚を用女二枚を用と云人あり男女の差あるも
 一 古ハ折紙のまん中の子正万正あざくむらう出て人はを
 今ハ金子子正万正或ハ着代何正摺代何正と書て何
 正の上の方ハ金子を粉^コりて付たり世とよまはる古ハ
 金子あり香目斗^トりてそれ故に何正と斗^トあ付て別^ベ
 香目をハ巻^マけり今のを子の折紙も子正万正あざ
 書て金子をハ別^ベ包て巻^マりより^リカ^ク

一 今時貴人より下等ハ堅目錄を用下等より貴人ハ横

目錄を用と云説何り古ハ堅目錄横目錄と云名目
 あおおも記まぬ太刀馬の目錄と子正万正ある
 折紙ハ横は折り裏をのあとの注文ハ横は折らず堅紙
 を用^ユて貴賤は依て堅横の差別古法ハあるも
 一 今時手紙として切紙は書状ハ古の小文^{コブツ}より出^デる
小文の筆 手紙と云ハ手簡^{テカン}と書てあやんと云^クては
あはれ とよみと又あやまりてと云ふこと云^ク遠^トくある
 紙と云ふは舊記ハハ筆^{ヒツ}と云ふ書状の事
 一 書状ハ人の名を片^{カタ}は苗^{ネノ}氏^シと書くをうやま^マと書く事
 古ハあるも近代の^トなり古貴人の名ハ一向苗^{ヒト}

也祝も執もシウとよむ同音の字あり取用して古ハ又孝の
吟味もあく用ひたりといふと其執意といハ物執念シカチンを懸て
わりの愛も心し祝意ハ執意のり古云ハ花飾クハシヨウを
書人シヤクジンを過藏カワサツと云ふ物駭ウツササと云ふ書人シヤクジンを物忘モノワシと書人シヤクジンを物神モノカミ
と書人シヤクジンを望加神ノゾミカミと云ふ非興ヒキョウと書人シヤクジンを比真ヒマコトと云ふ
葉内エナイと云ふ書を安内ヤウナイと書鳴呼ナゲコトと書人シヤクジンを尾籠ビロウと云ふ
類ハ皆又孝の吟味もあく出さるるハ一事也

一 今世もやる書札の法ハ昔我流ガガ之太閤秀吉公の宗臣若我
又左衛門右流義也久保五兵衛と云人一生流をうけはせ
是ハひろく云ふ一京師將軍時代の古法と大々遠くあり

後一それと云ハ世の中の法とあがり古法ハ古法新法ハ新法と
貴人並に世の中み習ふ事あるれ世の風俗を變り改りて
古法を天下の人々守りしむるハ天子將軍はあつて
てハ叶はざらん我おごりて其の力も不及

一 關字カンジの多關カンめと云ふ書札條々云々後出ハ關めと云
法不知も同義ハ當時は未を關せし文法ハ何れも此ハ
法書法意ハ廉カドと云ふ廉カドの字を云 形めと云字を云カキすに字と
字の百を關して云くも貴人の法名も又法書ハ意あり
云ふハ書法ハけず間をおいて書くを云

一 申狀モウシウと云ハ祈訟フシヤウのり云々云々云々一是也其狀のり祈狀フシヤウと云

所折紙料千疋清取り出件

年号月日

名字友

実名判

何う一版

一 進物の魚紙と精進物との目録は精進物を初とし一先
 條としてあるは方極へあるは物精進物のありては進上とする
 不見及也昆布あるは者ある物あつ物のありは精進物の類に
 名あるものも一先は進上は元又常より一先は精進物
 とひいへ一先は精進物を一番は可調へ又云折精進美物美物
 奥考れ
 の多しと一先は方極へ一番は精進物を一調へ他家の美物を
 一番は可調へ

一 魚と香を物の時ハ香を先と書へ一書札條と云香真物
 いろいろの時香を先調り

一 進物の目録の料紙貴人より下等一様ハ大たうたん一太引合
 あつて用らるゝ下輩より貴人へまでハ小たうたん一太引合
 ありて目録の古の礼之今ハ中輩より貴人へまでハ大たう
 だん一を利りよりふり過うは條ありて世と此あり

一 今時進物と云目録は條目録と云名を三々目録ハ太刀
 馬の首は要脚長服巻物の数を書列カヤコフ子るを云別後目録ハ
 太刀馬は巻物魚の標ありて書加へるを云古ハは三々目録
 別後目録と云名目あり一太刀馬は書加へる何れと云三々

別段あり云名目あり

馬代抄云折紙
百馬代送ハ一疋
一斗云々候
中めくは五代に
も能くはるハ代
やうに記す云々

一 目録に馬代書事萬校書案と云目録に馬代と書い
不及見ゆ一疋の中は毛付云云代は調ゆ毎くの候は
要脚書のりもてをて馬代いの程に認る候但もて馬代
と云く古ハ一疋の中は毛付を云候も馬代何種と云る
あり流太刀一腰要脚何疋と書るハあり馬代何種と
ハ不也也貞丈云今ハ馬代を馬代と云候は馬一疋の側
に馬代白銀十枚あり書之殿中一献上も右のめくあり
と云今改訂し候も思意を以て目録にハ馬一
疋と云り出ても毛付云々ハ馬代を馬代と云

故に相馬代銀ありハ包紙に馬代銀何枚と云ハ名目
ありハ馬代殘何種と木札を付て然れ馬代何種乃
幸ハ進め乃部ハ記す

一 壁書のり書札あり云存分を書て在りハ壁は
をく候ハ武難書札梅云壁書之事

壁書

安永九衛尉宗行申

備中國晴莊之事ハ致祈記ハ書者乃義為
子細指申候壁書ハ件

永正六年五月日

一 通書とい返り子形のり武難書札梅云云云徳振のり

貞丈云是ハ私
奉行ヨリ出ス過
書ナリ領内ノ過
書ナリ

從大板至江州ニ相越人數百人馬荷物亦多ク
上下在_レ以_テ之_ヲ煩_ク下_ニ勤_ム過_ル也仍_レ以_テ件_ト

永正十六
五月六日

貞船 細川友房

城州

私ニテハ此
折紙ニテ調

河州

緒後所中

伊勢國下向州人荷物之興_キ丁馬式延

諸國渡上下_ニ無_ク煩_ク下_ニ勤_ム過_ル之_ヲ所_レ以_テ作_ル也

仍_レ下_ニ知_ル以_テ件_ト

明應三年五月八日

貞丈云コレハ公
方ノ奉行ヨリ
出ル過書ナリ

散位三善朝臣

前丹波守平朝臣

書札衆々云々此_レ初_メ之_ヲ名刺_トを同_ノ下_ニハ_テ不_レ書_ク之_ヲ其_レ日

書_ク之_ヲ一行_ニ行_ク之_ヲ之_ヲ自_レ余_ノ過_ル書_ク之_ヲ准_ル

一 位署書_ト云_ハ官位_有人官_ト位_ト姓_ト名_ト某_ト書_ク之_ヲ

法_ル之_ヲめ_ル之_ヲ署_ノ字_ハ上_ニを_レ四_メ試_ム之_ヲ夏_ノ署_ノ字_ハ上_ニを_レ四_メ試_ム之_ヲ

字_ハ上_ニを_レ日_メ法_書之_ヲ似_ル之_ヲ字_ハ上_ニを_レ日_メ法_書之_ヲ似_ル之_ヲ

の書_ハ法_ハ上_ニを_レ日_メ法_書之_ヲ似_ル之_ヲ字_ハ上_ニを_レ日_メ法_書之_ヲ似_ル之_ヲ

書_ク之_ヲ何_レ官_ノ字_ハ上_ニを_レ日_メ法_書之_ヲ似_ル之_ヲ字_ハ上_ニを_レ日_メ法_書之_ヲ似_ル之_ヲ

書_ク之_ヲ何_レ官_ノ字_ハ上_ニを_レ日_メ法_書之_ヲ似_ル之_ヲ字_ハ上_ニを_レ日_メ法_書之_ヲ似_ル之_ヲ

官ハ高ク位ハひくきと又位ハ高ク官ハひくきと又官と位
 同ヤどして高ヤあることの書物各に法式取実あり法式
 ハ職系抄の末より又拾芥抄を云書りありゆれ
 両書とも少あやまり近奉四辻宰相の家人壺井安重の
 源義朝といふ者の家系の故実ヲ精も人も位署云の法
 式の書を作りし事云を位署雜後私考と名付しゆき
 書之位署書をせし書をもるべし其家の故実ありゆれ
 武家ノ官位ある人ハ其家の故実の通リも書くべきと
 云ふ事ハ書有後之法式をよりゆれし書べきあり

○位署を書きよハ官位相商と云ふ事とを先能ゆ

て可書也 官位相商といハ官と位の法を云ふ事也官ハ役位ハ名位の
 所系との次第也書き官ハ位も書き候き官ハ位もかう
 たとハ太政大臣ハ正一位又従一位也九大臣右大臣ハ正一位又ハ従二位あり
 ありを相商と云ふ官位の相商ハ令と云ふの内ハ官位令といハ
 ありあり是を足し職系抄 相位と官をつらぬるは兼守
 行の三字を書かぬ何れハ官と位と相商といハ官をよま
 て位をよま書きたとハ中納言従三位をく書 中納言ハ従之
 位あり
 官と位相商せざるハ位をよま書て官をよま書て不
 位高ク友ひくはれハ行の名を書かぬたとハ正二位行大
 納言ありと云 大納言ハ正三位あり
 ありハ位高ク官ひくはる事也 官高ク位ひくはる
 守の字をいふかたはたとハ従四位上守治部卿ありと書
 位ひくはる官高ク是あり

東鑑卷六 文治二年
 為仙洞御願為被
 省平家盛 靈於高
 野山 被建主大塔
 自去五月一日 彼行
 嚴密御佛事 而供
 料 所以備後 固大
 田莊 如御朱印 全
 日 所被奉寄也云々

より格うやまひ紳之 ○内状右の宛取のりてあるは

○付状と云ハ書札あるは云つけ状と云ハ言ハ書札あるは所

内元へ對せしるは云々 是ハ書札の文云々也 宛取内元の宛を

一 内封状との脇文のりて時より隱密のりてを甲巻之時の

常の脇文のりて状を切て纏はせし別紙を細く載て纏

して状の中紙を巻き糊して封せし 以上脇文

乳紙を巻き又表紙を巻き其の左の脇文のりてし上布をひき

紙よりして結ぶは常

一 赤付書との状のりて書ハ脇付をせざりて下書ハ書付

状ハ赤付書ハ書付

一 脇付との素人の中あぐり書とのあるは

澄文のりては子形も云々の澄文の必ず布をおす物也上古布

とのりあがりし時の子の墨を付ておしてあるは

と云はれハ布の字をおしてはむくおしては子の形をお

しけりおては監卷のりて子布とありハ子の形をおすを

云々今も布ありハ紙の墨を付ておすは紙刺とのり

とのり子の形をおしてはむく

一 紙を糊してはむくはたきハ書札のりてはむくは

起清文を切ては白紙ハ前書をくしお半玉の裏ハ書付

を書ハ白紙ハ半玉をくし合せりハ半玉の方を上ハ書付

唐土の書を見へりその甲未を以て鯉の字を状のるは用也
也魚の字鯉の字もそれなり用多し圓の字も用多し
返の字と同し圓鯉以下返状と云ふ心也

一 回章と云ふ返状之章ハ又章あり

一 衣袴閣下と書くる衣ハ出家のころも袴ハ出家の持り
袴の子之閣ハ二階修りの門之今山門と云ぬ之出家の門ハ
状を巻くと云心日て衣袴閣下と書之又侍者中と云ふ
侍者ハ和尚のをもふ存ハ出家をさして云也

一 音反の字ハ征矢を以て違おももるハ目錄ハハ音征矢
と一行ハはげけて書之貞敷ハ書ハ不及征矢ハ必履^モ也

されとも目錄ハ履をハ書ハ不及也京終將軍徳大名(清成の
事)違上の目錄の古案の如し

一 一弓二張人ハ違和時の目錄ハハ弓二張と書べりハは弓一張と
書ハ次ハ又張替一張と書(一)二張の弓を引と云候ハ二張
弓書るを極^ハ也 二張の弓を引といハ敵ハ射して弓を引といハ者ガ
心ガ弓一と云方ハ向て弓を引くと云二張の弓
を引と云ハ武を有者ハ向て弓を引くと云二張の弓
心ガ弓一と云方ハ向て弓を引くと云二張の弓

一 出家方への書状の宛何ハ何ハ房又何ハ何坊と書り出
家のおを唐と云之坊も同し(唐房の事)何ハ何坊と書り出
坊も云也武雜書札篇云坊の字昔ハ大略房の字也
近代坊と書るハ漢之云く近代ハ未ハ出家の時代の近

太平記卷三三人僧
徒關東下向ノ条ニ
云忠田坊ヲ噉問シ
トス此僧正天性臆
病ノ人ニテイマダ青平
ル先ニ主上山門ヲ御
カテラヒ有シ事大塔
官ノ御アルモ後基
ノ隠謀ナド有モテ
ラス事マテモ殘ル野ナ
ク白狀一卷ヲセシメテ
東鑑卷卅ニ云可被
急狀云々
古今著回集卷三
公事ノ記ヨリ

急狀を言て職事
の急なりつらうけり
急狀ありたるもの
と云是ハ極川を大
臣ニ事よけてあり
まうありまあり
一急狀を言て
急人ハ急なりとれ
急人ハ急なりとれ
急人ハ急なりとれ
急人ハ急なりとれ

と云小村季吟の記に見たり 季吟ハ新學考ニ陸奥の船月抄
枕草子の表裏抄 伴勢抄 伴勢抄の抄
總抄 徒然草の文脈抄 八代集の抄を非
外 出の抄 抄をむひきく一著 一人あり

一 白狀と云ハ罪科人拷問を以て我惡事を包ますあはし
ヤを一一書付る白狀を云ハ明白の白と云 隱也 年を
らハむむ之白狀の事今ハ口書と云 又云白の字マウスと云
アモ趣を言ふもあり

一 急狀と云ハ今時あやまり 語文と云 抄の事之我意ハ紛れを
之と云 事を書て人々をさる急狀を給りしつらき 深元
物語ハ急なりと 村の人乃詞了人の不慮ありしをせめて
急を給てよりの急の事を書て人々をさる急狀を給りしつらき 深元
と云 急と云 急の事を書て人々をさる急狀を給りしつらき 深元

急狀と云 急の事を書て人々をさる急狀を給りしつらき 深元

一 急狀と云 急の事を書て人々をさる急狀を給りしつらき 深元

急狀と云 急の事を書て人々をさる急狀を給りしつらき 深元

急狀と云 急の事を書て人々をさる急狀を給りしつらき 深元

急狀と云 急の事を書て人々をさる急狀を給りしつらき 深元

雜記九

卅九

いふといふは後援の状あり古き素文左の通り

打渡

陸奥國岩城郡中平宿上田産四郎入道治夏

右彼所々飯野八幡宮涉寄進状之有伊賀之臣在焉尉

盛光代官亦渡之早仍渡状之件

奥州岩城殿

康永四年七月廿七日 出羽守親胤判

一引付之云ハ何ぞ事有る付あ細日記は書角之引付之ハ後

後之三日記之先例を考るための書角之引付之ハ後
ハ書角之引付之

一上取之云ハ状の死所の人の名字の上ハ或ハ海之上或ハ

私妻礼券之云
三進上ニ進上
三進上ニ

進上或ハ進上之書之進上伊勢之殿あり

進上ハ上也海之上ハ中之進上ハ上取之進上ハ上取之

海之上ハ上取之進上ハ上取之進上ハ上取之

ハ上取之進上ハ上取之進上ハ上取之

人上取之進上ハ上取之進上ハ上取之

一書合格とある之種あり何れも一ツカキ

義之と云ハ當時何れ一書とお徳も又一書と云ハ同

の扱より人上取之進上ハ上取之進上ハ上取之

一筆と相認事ハ其が扱ハ取之進上ハ上取之

るをいさう書付て書す付て原之と周のお潤るを

雜記九

四十

おし書し道理を知りしれども世俗のあつりしをむしり
 一 孫重之の釋氏要覽云孫重信云あるを但合掌俯首
 示教之云く宣胤卿記云永正十六年條中御門及
 文書久不中通恐服は涉勇健は哉孫重信は恐く敬白
 云く付はしやめ此の事し

一 京都將軍時代武家の書札の札は弘安礼節をわす
 して用する之状の止所の洞弘安礼節は七段あり一

其頓首誠恐謹言 其ノ不ハ名宗 二ノ其 誠恐謹言ニハ恐惶
 謹言四ハ恐惶謹言五ハ恐く謹言六ハ謹言七ハ恐く
 一 上文と云る文の上も恐くしりしわけらるの日記 右ハ將軍道綱の母の日記あり

信のめいし カミナリ のゆとりをひもくもはるし心わくくさき
 てうまをよあしむらとあはるをいつおわん 上ノ下ノ 又うの
 ぐきと云く伊勢物語よりうのきよむさし何れこと
 ぬれとあ色ばうまをさしり何れも

一 肩書 カタクキ シタガキ とあるは玉章秘傳抄云肩書下書のも
 肩書細字あり漢魏の事之下書ハ道と澤上の下書
 を云あり 矣文云肩書トハ人ノ中ノ肩ニ居所ヲ細字ニ書ラズ是
 貴人エテ之状ノ礼也ト書トハ連上謹上ノ下ニ官名ヲ書ラズ連
 上ハ上書謹上ハ下書ニ用ク
 肩書ト書ハ尤

二條及
 人々清中

雜記九

たといは二條ハ居所の名にぬ細字
 居所を人々の中ノ肩ニ書くを云

進上 何官殿
權上 何官殿

進上ハ權上より下りて何官進上權上の下
は向の人の官名を書きしを中書と云

一 我返書の子を涉報貴の報あつく脇又書りて我うるふ
此の字その字付といふべきも書よりめは用事好
事あれハ改るふ不為し書れり。て世上一統の徳ふへへ

貞丈云委人あしよなる返書ハ右のこく格法を改へて私私よ
お善謹書あまかきこれハ貞丈うねる式にあり

一 政人問て云舞引出物あま出ハ刀のこつらとて目録
徳ハ時々書ねのハ身法式う向貞丈答て云古法を
其故ハ刀のこつらと目貫のちのこつら以外の具も別
取さあして書さしつる給美の恐色もハ取つて

一 目録又書ハ事もあま出ハ刀も刀もこつら
らハの具永もあしつる無き其ハ刀のあまは勝りけり
さる給美もあまも書りて別ハ目録を作り
書記ハ不及ハ故古代ハ物も大なるもさるハ今世
れハ物事ハこつらとてあま入ハやハのさるハ書さしつる
刀の格具ハ目録書ねの古法ハ無き

一 右筆の事一名明衛住来雲州消息云右兵衛尉大内省百三

勤仍ハ筆非暇進可法申侍り又今川了後の書れ
一 難右平記ハ今年中とありてハのあま申風書あり
百時右筆ハ時思の外ハ筆曲方百本とてその書の端

雜具運隱東西より已波周過一諸君一族等左親衛令
 園中ノ下馬橋○同寒二十八云列善宮大路中下馬橋云々
 右下馬橋と云ハ此所より中宮より故の名ありハ一
 下馬札を云々此札のり知也下馬札云々ハ
 退凡下馬の卒於邊ありて立給る事此是也
 一のふ定めあり古事法云昔より宗御新行
 八講ニ退凡中京ノ卒於邊ノ銘イカ書タル同ナリハ
 金輪聖王天長地久御願園満トコノ書タル若クニ
 横川後法橋顯意阿闍梨云也
 後考河法皇御山ノ事ナリ 是也 弟云退凡中京
 の卒於邊外ありハ中京ハ退凡あり云々 山の内
 あり

の用ありハ卒於邊あり退凡ハ是より應一人を退け入せぬハ山の
 外よりハ京より輿車よりハ同ありハの卒於邊ハ是れハ卒の事命
 院抄西域記を引て天竺國雲執事ハ
 釈迦尊説法の時この卒於邊を云々云々 下馬札ハ一ハ退凡
 下京の卒於邊を云ひて立給るたる此ハ法は云々
 然るに詳を以古より禁裏の御門外下馬札有る事
 此ハ國史舊記下馬札の事ニ云々青蓮院殿下
 世々下馬札の巻法を傳へれハ一ハ
 是所より云々ハありと云傳ふる事有るやハの巻法ハ
 一ハ何方云々古法を傳へれハ一ハ
 世々通國も書狀の文書等の詞を因てハ今世の風
 今云々此札の扱又云々ハあり云々漢書

の初を交て書くるの耳ももた人より此のありて世に
 コロコロの事あり無禮なるありて今時學ぶありて
 此者ありてありて寫しつゝねまゝと學ぶの友達ありて
 ていそれとて世に春ぶるに依りて書札の世に一統
 の習いしとて進んでいづれば漢土風を用ひては人
 の市のめ事とて又道土の名も唐風の文字も叶せず
 ても此方を見者より用事あり世に法もいづる文字を
 用へし鯨を鯨魚と書 鱈を吳魚と書 鰹魚を松魚脯
 と書 鱈を明脯と書の如くはらへし漢土の文字も通
 じりては方の人と通じりてはこれなり

一 涉下文ハ鎌倉紙は書くる紙紙の部は記也

一 公事云云ハ公方事の用事ノ状を云 公事とは公方の用事
 公方とは公方御と

一 勘合ハ將軍ノ御より琉球を籠大ニ唐付ニテ國は涉 勘合とは將軍の御より琉球を籠大ニ唐付ニテ國は涉
 内書は朱市をおされしものを勘合とすゆ中より

一 状を封せしふ糊を付るる古より何れも清少納言 状を封せしふ糊を付るる古より何れも清少納言
 の枕草子に云遠き所より思ふ人の文書は封せしめ
 封

一 官女の書一女子の書は久きことあり 官女の書一女子の書は久きことあり
 かくひあはるるありあはるる心をもあへし一
 一條院は仕へし

常の用事とて米
 下をおされし
 ありて琉球を飛
 至唐國等ハ内
 書とては外に
 ありては朱市
 たり押あり

一 押紙掛紙のり古書は押紙と云ふ紙を切し何れも書と平
書と紙と張付しおくを云掛紙と云ふの如くても久きものも
書者自ら別の紙を包むを云包紙と云ふ巻とも云ふ
カラガキ
一 裏書のり古書は表書とのりより古書の多き紙の表
物を書き依て表の中より力をきたるや或は勅封紙を巻
物の裏の方を書きを云裏紙と云ふ

一 人死しむ時人の方より云ふひ
とてうひ状ハ をすかしの悔状あり 返るをせぬは紙也と
返るしは返るも云書札禮状と云ふひの久し後書き
あは返るをせぬは紙也と云ふ月日の中判をいせぬと判
の返るは細字よと云ふと斗書と云ふ一の返る云ハ

一 目出交うと云ふ女の文は物のり系部將軍の紙を
の古書古葉等に見えはと云ふ何ありと云ふ書あり
系々書は云女房文のと云ふと見而ハ心付りて
やあとも又心付りてや云れと云ふ心付りてあはしと
と云ふ又武雜書札書云道阿ハ心得と云
るも又心付りてや云れと云ふ心付りてあはしと云
ともと云ふ又室町及日記云巻紙三十六枚紙
指ハ云うと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふと
と云ふと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふ
と云ふと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふ
と云ふと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふ

是おもしろの味取うをみし形あり

一 進物は乃しを流るる のくとはうりか 古の大刀を

鞍後ら外して進物は シテロヒ 鞍籠を流るるの

し色とみ物ありし のく 蛇を進物は流るるの

ありし のく 南世のともた刀目録ありし

るありし古風の残るる のく 我ち又傳へし

包形ハ系部將軍家の ホウラウシ 倉丁人

時引流し のく 膳はもの のく 蛇の色形今南世進物

し必の のく 蛇を流るる風俗ありし

し のく 蛇を流るる風俗ありし

時ハハかの大草流の引りし のく の色形を備自多古ハ

進物より のく あり然深き のく 古書を見し のく

一 美物 ビブツ 進上と日記 のく ハ のく 魚考の のく

一 進物を紙に包て水引して結事 のく じ のく 物を のく

のく 丸き物 のく じ のく 結 のく じ のく 日 のく 日 のく 日 のく

左端の方ハ のく 右 のく 左 のく 結 のく 一 のく 武雜記 のく

一 紙に包て のく 上 のく 書 のく 中 のく 書 のく 包 のく 札 のく 札 のく

一 進物 のく 荒物 のく 云 のく 云 のく 奉 のく 式 のく 指 のく 看 のく と のく 云 のく 耐 のく ハ のく 青 のく ハ のく 黄

焼 ヤキ し のく 折 のく 入 のく て のく 巻 のく 入 のく て のく 巻 のく 入 のく て のく 巻 のく

一 馬代に事書れ大方は云々惣別者ハ馬代子正にて是
 一 乱以後二百延の事ハ今も圖より七十年の事方也
 一 亂也云々一亂ハ應仁年中の大乱を云能色ハ赤山
 一 亂は代應仁の乱以前ハ馬代と何色ハ赤山ツキ一
 一 け家ハ乱以後云々延有あり云々是ハ水云々の事
 一 云々一 激中へ馬代達上ハ有る處の事ハ旧記云々
 一 一 今時付甚として貴者一枚銀子一枚あり書るる色
 一 紙を甚しの事云々付て金銀を云々別云々也

一 馬代に事書れ大方は云々惣別者ハ馬代子正にて是
 一 乱以後二百延の事ハ今も圖より七十年の事方也
 一 亂也云々一亂ハ應仁年中の大乱を云能色ハ赤山
 一 亂は代應仁の乱以前ハ馬代と何色ハ赤山ツキ一
 一 け家ハ乱以後云々延有あり云々是ハ水云々の事
 一 云々一 激中へ馬代達上ハ有る處の事ハ旧記云々
 一 一 今時付甚として貴者一枚銀子一枚あり書るる色
 一 紙を甚しの事云々付て金銀を云々別云々也

臣氏こそよのきき
 おのしつともまの白
 きしつぎん(きん)
 さしあつぎん(きん)
 細は白きしつぎん
 の緒は河内抄はに
 きしつぎん(きん)の
 年之花名金帳は
 足箱のり(きん)
 さしつぎん(きん)の
 さしつぎん(きん)の
 おしつぎん(きん)の

東鑑云文治三年正
 月十二日二品若君御
 行始也八御于八田右
 兵衛尉知家南御
 門宅十葉小太郎
 後御劔知家献御
 馬御劔等又云文治
 四年正月上落吹献
 殿叙相副馬五正二
 品出御南面慈州
 自持奏銀作劔云

いしつぎん(きん)のきり(きん)あり

一物一種より目録を添へきり書札の部は記す

一腰差とつる(きん)古書よ見(きん)り是の巻(きん)結をよ(きん)り(きん)る

可(きん)れを(きん)り(きん)腰(きん)ま(きん)りて(きん)退(きん)出(きん)せ(きん)る(きん)を(きん)云(きん)は(きん)源(きん)氏(きん)物(きん)語(きん)

是(きん)の(きん)巻(きん)よ(きん)よ(きん)き(きん)り(きん)初(きん)め(きん)る(きん)あ(きん)ら(きん)大(きん)纏(きん)よ(きん)あ(きん)ず(きん)り(きん)て(きん)こ(きん)

い(きん)ち(きん)は(きん)ハ(きん)こ(きん)と(きん)ふ(きん)女(きん)の(きん)さ(きん)ら(きん)り(きん)て(きん)非(きん)差(きん)役(きん)の(きん)四(きん)位(きん)ま(きん)り(きん)ち(きん)き(きん)ん(きん)

ち(きん)あ(きん)ど(きん)た(きん)ら(きん)の(きん)殿(きん)上(きん)人(きん)ハ(きん)あ(きん)ら(きん)き(きん)り(きん)を(きん)あ(きん)が(きん)一(きん)ま(きん)り(きん)さ(きん)り(きん)

な(きん)ら(きん)ち(きん)は(きん)さ(きん)ら(きん)り(きん)また(きん)さ(きん)ら(きん)り(きん)抄(きん)は(きん)腰(きん)差(きん)之(きん)足(きん)箱(きん)之(きん)巻(きん)あ(きん)ら(きん)

ら(きん)腰(きん)よ(きん)さ(きん)す(きん)り(きん)清(きん)少(きん)納(きん)言(きん)枕(きん)草(きん)子(きん)ハ(きん)馬(きん)の(きん)山(きん)作(きん)り(きん)り(きん)ま(きん)り(きん)さ(きん)ら(きん)り(きん)

さ(きん)め(きん)り(きん)て(きん)ま(きん)ぬ(きん)二(きん)あ(きん)ら(きん)り(きん)て(きん)え(きん)ん(きん)ハ(きん)あ(きん)が(きん)出(きん)り(きん)を(きん)一(きん)つ(きん)

重(きん)に(きん)より(きん)て(きん)お(きん)が(きん)ら(きん)り(きん)て(きん)ま(きん)り(きん)さ(きん)り(きん)て(きん)ま(きん)り(きん)さ(きん)り(きん)て(きん)ぬ(きん)○左(きん)行(きん)

記(きん)云(きん)寛(きん)仁(きん)元(きん)年(きん)廿(きん)八(きん)日(きん)壬(きん)戌(きん)或(きん)人(きん)云(きん)夜(きん)部(きん)攝(きん)政(きん)殿(きん)令(きん)考(きん)

大(きん)殿(きん)給(きん)り(きん)于(きん)時(きん)沙(きん)産(きん)令(きん)申(きん)太(きん)政(きん)大(きん)臣(きん)宣(きん)旨(きん)給(きん)之(きん)後(きん)有(きん)奉(きん)出(きん)

物(きん)御(きん)随(きん)身(きん)奉(きん)賜(きん)腰(きん)指(きん)云(きん)又(きん)寛(きん)仁(きん)二(きん)年(きん)一(きん)日(きん)甲(きん)午(きん)奉(きん)大(きん)殿(きん)

内(きん)御(きん)書(きん)始(きん)可(きん)方(きん)尚(きん)侍(きん)殿(きん)之(きん)由(きん)中(きん)小(きん)舍(きん)人(きん)於(きん)便(きん)所(きん)觀(きん)並(きん)之(きん)

後(きん)腰(きん)杖(きん)足(きん)○兵(きん)範(きん)記(きん)云(きん)仁(きん)平(きん)二(きん)年(きん)十(きん)月(きん)十(きん)五(きん)日(きん)己(きん)巳(きん)天(きん)晴(きん)

三(きん)位(きん)中(きん)將(きん)殿(きん)令(きん)申(きん)御(きん)慶(きん)賀(きん)於(きん)所(きん)給(きん)り(きん)此(きん)間(きん)随(きん)身(きん)賜(きん)腰(きん)

差(きん)各(きん)一(きん)足(きん)亮(きん)行(きん)之(きん)廳(きん)官(きん)分(きん)給(きん)之(きん)撰(きん)の(きん)字(きん)を(きん)り(きん)と(きん)す(きん)

一(きん)太(きん)刀(きん)と(きん)馬(きん)を(きん)進(きん)上(きん)と(きん)る(きん)事(きん)ハ(きん)東(きん)鑑(きん)に(きん)毎(きん)年(きん)正(きん)月(きん)の(きん)境(きん)叙(きん)よ(きん)

一日(きん)境(きん)叙(きん)を(きん)献(きん)せ(きん)る(きん)人(きん)右(きん)刀(きん)馬(きん)番(きん)行(きん)儀(きん)亦(きん)を(きん)上(きん)の(きん)り(きん)ま(きん)り(きん)

二階と六二階厨
子三三二そたか
を〜の棚の
あり

了見へあり此事藤倉の代よりも終言よりありし
ありし〜又武家もの〜けるありあらず公家も有り
鏡岩の母 ふ永四年 九月の終 その年ふが月のは花のおと、遠東の目
野山庄へ一院新院大宮院法華あり世ふあき〜より
をば〜するありし年こ〜年のはさりと螺細のは基
うちあめあれぬあどのありし院のははは小衣衣皆
具夜のはあまや白はた刀法馬二足〜あや奥被ふ
と〜二階つ〜られては双紙箱は硯の世〜を〜
あ〜の石あり

一 紅白水引〜白物を結事紅白の糸を左に定あり

飛もとも結を〜白を左〜を右〜
白ハ五色の糸〜花の陽〜貴き方あれハ白を左〜
あす〜

一 折紙 注文の 酒の総 ツイ を書る文明目 十三年二月 二十七日 云

御方折所は能く貴殿は進上は折紙は白筆
法折三合 六寸 六角 雉五脚 オナリ 生成一折 タカ 檣五筋 ニケ 阿多野 百濟寺
以上云々

一 干鯛進物の事古来より何〜も也 飛色も干
鯛箱に入ら〜るめ何あ〜や宮胤記云 文四 十二

奉八 道物左衛門三郎干鯛五枚又長享二年八款あり

天明日一紀十七年
 七月十六日兵部左
 近上平朝一折體
 一折之
 又永正十五年四月
 十二日中納言四條
 宰相越前息女西
 向宅是都一折兩
 重十期五折五

来平鯛三尾門三郎云々（外あり） 此れハ平鯛何故と
 て進物とせし箱入の物あり平鯛箴箱と云々
 何故と何色ハ美ハハ今も又細川玄首書札抄にも
 進上何々云々云々平鯛百と云々あり

一ムコ 聲引出ヒキダ云々古代よりけ稱あり江家次身云婚取次
 身智ヒキダ上集中遣ヒキダモ曳出物馬二匹英送物云々又永平威
 衰記云六系判官為義之女を熊野別當教真子
 嫁せし時源氏重代のおん吼おん丸丸を聲引出物と云々
 教真子贈おん丸丸と云々あり

貞丈雜記卷之九

